

平成23年12月6日

保護者 各位

長岡市立大島中学校

校長 本間 秀宜

PTA会長 山野 研己

生活委員長 三上 直美

## 冬休みを迎えて

東山連峰の山々がうっすらと雪化粧し、本格的な冬の訪れが近付いてまいりました。保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、冬休みが間近となりました。中学校では、事前指導として下記のように、冬季休業の意義、好ましい過ごし方を十分理解させながら指導いたします。ご家庭でも下記の事項に留意され、健康で有意義な冬休みが過ごせますよう格段のご配慮をお願い申し上げます。

記

### 自主的・自律的な生活を送らせるために

1年生は中堅学年としての準備、2年生は最高学年としての準備、3年生は進路に向けた準備等、お子さん自身の計画に基づいた、自主的・自律的（自立的）な生活習慣を身につける絶好の機会です。また、年末年始は家族の一員を意識させるよい機会でもあります。

大人の立場からのさまざまな指導と支援をお願いします。

### 1 家庭の実状にあった生活のリズムを維持し、やるべきことは『継続』させましょう！

- (1) 特に、普段と変わらない起床・就寝時間、朝食・昼食・夕食時間・手伝いを定着させましょう。
- (2) 学校からの課題は、無理のないように選択課題・必修課題という形で設定され、事前に計画を立てさせています。年末年始で落ち着かないことが予想できますが新学期から気持ちも新たに意欲的な取組ができるように、時間は短くともしっかりと学習習慣を持続させるよう支援をしていきましょう。
- (3) 部活動が計画的に実施されますので積極的に参加させましょう。ただし、家庭の都合により欠席することがあっても構いませんが、無断欠席だけはないよう顧問に連絡をお願いします。

## 2 健康な生活を送らせましょう。基本は食からです。

- (1) 自分の健康は自分で管理するのが中学生に求められる基本的なことですが、家庭でもよきアドバイスが必要です。特に、時間に束縛されることが少ないので、食生活のリズムのくずれ（コンビニの乱用）や不規則な睡眠時間等については、時に厳しい指摘も必要です。
- (2) 4月からの健康診断等で治療勧告を受けている場合、この休み中に治療を済ませてください。

## 3 親と子で対話やふれあいを活発にしましょう！

- (1) 家庭生活のよき協力者になる自覚を促し、家庭の生活のサイクルを維持するために必要な仕事を決め実行させてください。そして、ねぎらいの言葉かけを多くしたいものです。
- (2) 一般に親子の対話が単純になっているとの指摘があります。すべての生活の基盤は情緒の安定にあります。ぜひ、さまざまな活動のなかで積極的に機会をもちましょう。『忙しい』『あとで』ではなく、ゆったり、じっくりと対話を積み重ね、心なごむ家庭づくりをお願いします。

## 4 子どもの行動の様子をよく見ましょう！

- (1) 年末年始の解放感からさまざまなトラブルが起きたり、巻き込まれる危険があります。深夜徘徊・万引き・恐喝等も大きな問題となっています。外出や余暇の過ごし方については、正しい判断と良識ある行動を身につけさせてください。ぜひ、お互いに見取りと声かけをお願いします。
- (2) とにかく親の知らない状況がないように子供の行動をよく見取ってください。
- (3) 持ち物、金銭の扱いや用途などはきちんと把握し、目を配ってください。
- (4) 外出のときは、節度をもたせましょう。いつ・誰と・どこへ・何しに行くのか・何時に帰宅するのかなどは常識として必ず確認してください。特に、夜間の外出は確実な見取りが必要です。なお、塾帰りはすみやかに帰宅させる習慣をつけさせましょう。
- (5) 友達の家が集まり行動することも多くなると思います。お子さんの交友関係の様子を見取ってください。また、長電話などもきちんとけじめをつけさせましょう。

## 5 余暇の過ごし方にかかわることは、保護者の責任と指導のもとで適切な対応をお願いします！

- (1) 映画・演劇などの鑑賞、遊技場等の出入りは、すべて法律・条例・市内小中学校校外生活の指導についての申し合わせ事項を受け、当校は映画、演劇、コンサート、ボーリング場、プール、バッティングセンター等は、保護者同伴または保護者の許可を必要とするとして指導しています。  
特に、ゲームセンター・カラオケ等の遊技場などは、恐喝などのトラブルに巻き込まれるケースが多いため、学校では、子ども達同士での出入りを禁止しています。予防的な行動や万一、トラブルにあった時の行動について日常生活の中でも指導しております。家庭でも十分認識を深めてください。
- (2) 友だち宅への宿泊は、様々な問題をはらんでいるため、禁止しています。
- (3) 旅行等で『学割』が必要な場合は、学級担任に早めに申し出てください。『旅行届』を提

出いただいた後、発行されます。休みに入ってからでも発行しますが、早めに申し出てください。

## 6 安全の確保・非行防止の徹底を図りましょう！大人から意識を高めて、しつけていきましょう！

- (1) 窃盗（万引きや自転車盗）、飲酒喫煙をはじめ、してはならないことをはっきりさせておきましょう。日頃からしてはならないことの重大さを教え、しつけておきましょう。
- (2) 特に夜の通塾後は、すみやかに帰宅しているでしょうか。なかにはコンビニがお茶の間化している現状があります。集団でコンビニに立ち寄り、立ち読みなどで他のお客さんの妨げになる、飲食のゴミを散らかす、万引きと疑われる行為をするなどモラルの低下も指摘されています。
- (3) 変質者の出没も頻度が高くなります。塾帰りをはじめ各家庭でも十分予防対策を徹底してください。
- (4) 自転車事故の防止の徹底をお願いします。日ごろより繰り返し指導をしておりますが、家庭でも毎日一声かけて認識を深めさせてください。なお、降雪・凍結時などの自転車利用は控えるようにお願いします。

## 7 ご注意ください！携帯電話等のメールを使った犯罪が多発しています

- (1) 携帯電話やコンピュータを使った「出会い系サイト」等の利用により、犯罪に巻き込まれる小中学生が多発しています。（実際に長岡警察署管内でも携帯電話を使った犯罪が発生しています）また、メールを利用することにより、保護者が知らない交友関係が発生し、情報をつかみにくく、何かとトラブルの原因ともなっているようです。（チェーンメール等）
- (2) ここ数年、地区PTAや学年PTAの折にも携帯電話についてはお話をしているところですが、「中学生にとって本当に必要なものなのかどうか」ということを、ご判断頂きたいと思います。子どもたちは「みんな持っている」、「〇〇ができたら買って」とねだってくることもあると思います。保護者としての考えをしっかりとって頂き、安易に子どもの要求に応えることのないようお願いいたします。
- (3) また、どうしても必要で購入した場合は、その管理を確実にお願いしたいとともに、学校への持ち込みは禁止ということでご指導ください。

★休み中の事故はもちろん、気になることがありましたら、遠慮なく学校へ連絡をください。

大島中学校 Tel 27 - 1455

[参考資料：冬休みのしおりに綴じ込むプリント]

## 冬休みのきまり

★印は、長岡市内の中学校の申し合わせ事項、または、申し合わせに準じた事項です。

▲印は、法律や条例に触れる行為です。

### 1 外出について

- (1) ★外出するときは、保護者に行き先、用件、帰宅時間等を告げる。
- (2) ★午後6時までに帰宅する。保護者同伴、あるいは保護者が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 目的のない市街地でのぶらつき、商店などで疑われるような行動はしない。
- (4) ★旅行は保護者の許可を得る。宿泊を伴う旅行は、保護者同伴とする。
- (5) 一人で行動する場合は、生徒手帳など身元を証明できるものを携行する。
- (6) 恐喝、変質者等のトラブルや交通事故に巻き込まれないよう状況判断を的確に行う。不審者や変質者に遭遇した場合は、大声を出し素早く逃げ、すぐに110番通報する。家族や学校にも連絡する。

### 2 部活動について

- (1) 登下校は、制服・体操着・ユニフォームのいずれかを着用する。
- (2) 活動場所以外は立ち入らない。
- (3) 欠席連絡を必ず行う。(開始時刻までに顧問へ連絡する)
- (4) 活動を終了したら、直ちにまっすぐ帰宅する。
- (5) 活動時、活動にふさわしい服装をする。

### 3 交通安全

- (1) 降雪時、積雪時、凍結時は、自転車に乗らない。
- (2) 事故にあった場合は、直ちに学級担任に連絡する。

### 4 レクリエーションについて

- (1) ★映画・劇場・コンサートなどは保護者の許可、あるいは保護者同伴とする。
- (2) ★ゲーム場(アピタ、イオンを含む)・カラオケボックスは、保護者同伴とする。
- (3) ★スキー場・スケート場へは、3人以上で出かける。保護者の許可を必要とする。
- (4) 携帯電話やインターネットはマナーを守って利用する。  
(▲他人を中傷するような書き込みやチェーンメールを送る等の行為は犯罪です)

### 5 禁止事項

- (1) 生徒同士の宿泊旅行や友人宅での宿泊。
- (2) ▲出会い系サイト・テレクラ・ダイヤルQ2等は、利用しない。
- (3) ▲万引きや暴力行為、飲酒・喫煙・シンナー遊びなど。
- (4) 生徒同士によるカラオケ、ゲームセンター(アピタ、イオンを含む)の出入り。
- (5) ▲バイク・自動車の運転やいたずら、自転車の二人乗り、無灯火・傘さし運転や危険な運転行為。
- (6) ▲条例などで未成年者の入場が禁止されている場所への出入り。
- (7) 生徒手帳「生徒心得」に禁止事項として規定されていること。

\*1 ★保護者とは、父母または父母が保護者として認めた20歳以上の大人をさす。

\*2 事故や犯罪の被害者・加害者にならないように注意する。

\*3 事故にあった場合は、直ちに学級担任に連絡する。